

**事業主に安全配慮義務の確保求める  
24時間働けますかの時代は終わった**

## 今が旬の情報提供を

～第11回～

## 公的保険アドバイザー からの情報特旬便！

(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://sjaa.or.jp/>



間を取つてみて  
も、1か月あた  
り100時間超  
えの時間外労働  
があり、かつ疲  
労の蓄積が認め  
られるといった  
場合で、労働者  
本人から申し出  
があつたときは、  
は、医師の面接  
指導を受けさせ  
なければならな  
いという、事業  
主の義務が課せ  
います。労働時

意に留意し、過度なアト  
レスにより自殺すること  
がないように注意すべき  
義務、長時間過酷な労働  
にならないように配慮す  
べき義務、管理職が業務  
実態を把握し、業務を輕  
減するなどの措置を講ず  
る義務、健康診断実施義  
務、健康状態を増悪させ  
ないようにする義務など  
があげられます。

調で入院するや入院日数がいることを考もないうちにをしていくことをお伝えなければならない。紙面でもが、休職としない分につい払いは原則を休職期間中のことは、私費金の給付が有りますが、働くうえで

うえると、何  
に予防、準備  
ことが大切な  
んしていかな  
じて働いてい  
ません。12月  
書きました  
あります。  
生活保障と  
ての賃金支  
あります。

は受給でき  
ことがあります  
補償の準備  
ことが大切  
冒頭にあ  
が、今年は  
して、様々  
行われます  
を是正し労  
保を図るに  
はじめとし  
防措置が効  
かなか自分  
からないと  
とも多いで  
けの事例が  
ので、再認  
くことが大

で、その休業をご提案する  
といえます。  
書きました  
も法律改正が  
な働き方改革と  
働き方改革と  
。長時間労働  
の身に降りか  
わからぬこ  
果的です。な  
は、事業主を  
た自主的な予  
働者の健康確  
切です。

も保険でも  
えます。対  
らぬよう長  
も含めてご  
たいもので  
国が健康  
し、優良法  
ました。も  
時代ではあ  
で、効果的  
てまいりま

提案していく  
す。  
原経営を推進  
人表彰も始め  
う24時間戦う  
りませんの  
なご提案をし  
しょう。

「24時間戦えますか！」  
というテレビコマーシャルが流れていたのは約3年前。筆者もその当時はう気持ちがありました。が、今や働き方改革の時代。この30年間にも、働くことを犠牲にした痛ましい事件も多かったことから、やっと大きな改革を行おうとしているところです。

労働時間の規制は、労働基準法、昭和22年の戦後に制定された古い法律です。経営者の立場の意見では、今どき労働基準法を守つたら会社が

つぶれてしまうという言葉を聞くことが多いですが、確かにそういう受け取れ方もあります。しかし、のべつ幕無しに働きが本格スタートする本年が大きい時代になってきましたので、働き方改革は、新たな考え方をもって進めていかないと事業が立ち行かなくなるかもしれません。今月は、働き方改革と、職場の健康作りという観点からは、安全衛生法という法律がメインになります。動く上での建

られています。面談の結果によつては、労働時間の短縮をするなどの措置も行わなければならなくなります。

また、一昨年にも過労死による裁判から判断されることがあります。建業大熊・清浦大

2か月から  
間外労働が  
超えた場合  
と設定され  
かし、表題  
する労災

が業務に気づくことがあります。しかし、この間は過労死の原因として、補償においても認められています。

ご承知を時  
労働が招  
ンタル不  
多く、  
保険給付  
いされて  
いたら  
間の補償  
の約3分  
されます  
タル不調  
すケース  
手当金の  
しを後で

の通り、長時  
間のところは、售  
りの2相当が支  
拂う。しかし、メ  
リのようく繰  
返では、一旦復  
受給期間が終  
りました。

間は、健康抜きで、スもしくは、検知され理を行うべき災害をしなけ  
法人のお対策を取ることも増ないでし  
に時が必ずでは、今にも大き  
とは間違ふ  
する二つ  
会社も  
働いてい  
る病院  
了ス

診断での数値で  
いることはないか  
ませんが、時間管  
ことで未然に防  
事故を避ける努力  
ればなりません。

メンタルヘルスが業務の1つに

部下の変化に気づいたらケアを

法人のお客様でも、既に  
対策を取り始めていると  
ころも増えているのでは  
ないでしょうか。何がせ

自殺問題が大きく取り上げられましたが、過労死の認定基準では、発症前1か月間に時間外労働が100時間超え、または自殺問題が大きく取り上げられましたが、過労死の認定基準では、発症前1か月間に時間外労働が100時間超え、または

は、それぞれ示した時間内でも認定される事が見受けられるなど、その状況を鑑みて認定されることも多くなっています。

メンタル不調の場合

近年労災でも認められるケースも増えており、保険給付の割合があがっています。